

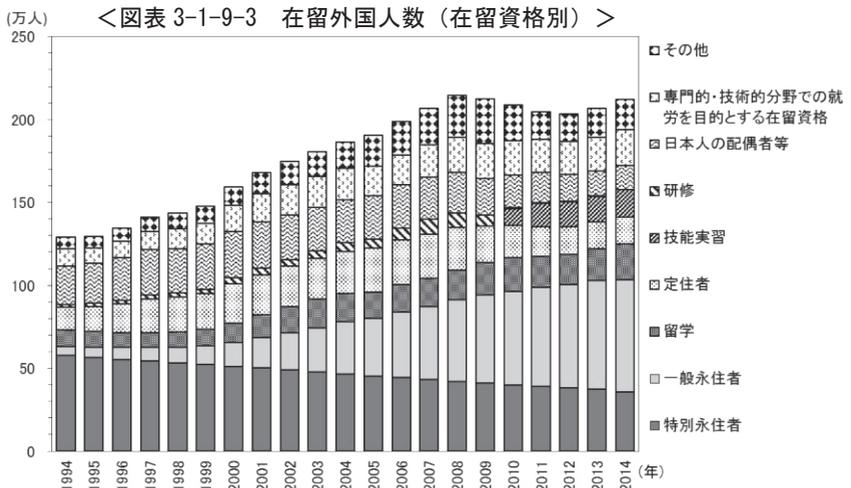
永住者」は減少傾向にある。

「定住者」（特別な理由（例：日本人配偶者との離死別により在留資格変更を余儀なくされる等）を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者）は若干減少傾向にある。

「専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格」（人文知識・国際業務、投資・経営等の活動）は、過去20年間緩やかに増加を続けている。

また、2010年7月1日から新たな研修・技能実習制度が開始されたことに伴い、「技能実習」の在留資格者が年々増加している。

なお、「研修」とは、国の機関、JICA等が実施する公的研修や、実務作業を伴わない非実務のみの研修で在留する資格を指す。また、「技能実習」は、講習による知識修得活動及び雇用契約に基づく技能等修得活動（技能実習1号）又は技能実習1号活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動（技能実習2号）で在留する資格を指す。技能実習期間は、技能実習1号、技能実習2号の期間を合わせて最長3年である。



（備考）1994年から2011年までは、外国人登録者数のうち中長期登録者数に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数。  
2012年以降は在留外国人数。